

平成27年(ヨ)第6号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻義則 外28名

債務者 関西電力株式会社

準備書面(13)

平成28年2月5日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一

同 河合弘之

同 吉川実

同 崔信義

同 高橋陽一

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

外 23名

弁護士井戸謙一復代理人

弁護士 甫守一樹

【目次】

第1	債務者主張書面(9)について	3
1	新規制基準（設置許可基準規則）に対する評価について	3
2	避難計画について	7
3	汚染水対策について	7
4	立地審査指針について	7
第2	債務者主張書面(10)について	8
1	「震源特性」「伝播特性」「サイト特性」の評価について	8
2	債権者らの主張に対する誤解	10
3	甲第141号証について	10
4	甲第153号証について	10
5	FO-A～FO-B～熊川断層の3連動を認めたこと及び地震発生層の上端を3kmとしたことが保守的な条件設定か	11
6	地震発生層の上端深さを3kmとしたことが保守的な条件設定か	11
7	松田式について	12
8	レシピ及び入倉式について	12
9	FUJII&MATSU'URA（2000）の採用について	14
10	債務者によるバラツキの考慮は十分か	14
11	震源を特定せず策定する地震動について	15
12	年超過確率について	17
13	安全余裕について	18
14	塑性変形の繰り返しについて	19
15	基準地震動と弾性設計用地震動の応答スペクトルの比率について	20
16	設計基準対象施設内の機器・構造物の材料・構造について	20
第3	債務者主張書面(11)について	21
1	伝承津波の考慮問題について	21
2	調査地点の選定問題について	22
3	予測精度問題について	22
4	設置許可基準規則に適合しているとの主張に対して	23
第4	債務者主張書面(12)について	23
1	原発の安全の要諦	23
2	債務者の姿勢の問題	23
第5	債務者主張書面(13)について	24
1	避難計画及び地域防災計画が原子力規制委員会の審査対象となっていないことについて	24
2	地域防災計画（原子力災害対策編）について	24
第6	最後に	26

【本文】

債務者は、平成28年1月29日になって主張書面（9）～（13）を提出してきた。その内容は、債権者らの従前の主張に対する全面的な反論である。債権者らとしては、時間があればこれに対する全面的な再反論をしたいところ

であるが、既に、裁判所が指定した補充主張提出期限である平成28年1月末日が経過しているので、取り急ぎ、最低限の反論をすることとする。

第1 債務者主張書面（9）について

1 新規制基準（設置許可基準規則）に対する評価について

(1) 債務者は、法律の建前や新規制基準制定に至る外形的事実を記載して、「高い専門性と独立性を持った原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所事故の教訓や国際的な基準を参考にし、さらには、広く意見を公募して、検討を重ねて制定したのが新規制基準である」として（債務者主張書面（9）5～7頁）、新規制基準を高く評価する。

しかし、問題はその内実である。中立・公正な人材を充てるはずであった原子力規制委員の多くが、現実には、いわゆる「原子カムラ」の住民で占められる結果となったことは、債権者ら準備書面（5）24頁で指摘した。

(2) 債務者は、基準地震動についての規制は、「適切に」「適切な」というばかりで、有効な基準足り得ていないという債権者らの主張に対し、「適切」という表現がいくつか見られることは認めながら（同11頁）、法律は、原子力規制委員会に対し、基準の制定権限と基準への適合判断をする権限を付与し、原子力規制委員会は、内規を制定して厳格な審議、検討をしているから、基準の文言を根拠に規制が緩やかであるかのように述べる債権者らの主張は誤りであると述べる（同11～12頁）。

債務者の主張は、結局、不十分かつ不合理な基準であっても、原子力規制委員会がしっかりと審査するからよいと開き直るものであり、福井地裁異議審決定と同じ考え方である。そして、それは、具体的な審査基準の合理性と具体的審査基準への適合判断の合理性の双方を求めた伊方原発最高裁判決の考え方とは甚だしく乖離するものである（債権者ら準備書面（11）23～24頁）。

新規制基準の耐震ルール作りに関わった藤原広行氏自身が、「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった。」と、新規制基準が基準として不十分である旨を明言しているのである（甲第86号証）。基準地震動についての新規制基準は、適切な規制をするにはまことに不十分なものであって、不合理であることは明らかである。

(3) 外部電源について

債務者は、地震によって外部電源が失われても、非常用電源設備によ

って必要な電力が供給されるから、外部電源の耐震性を引き上げなければ原子力発電所の安全性は確保されないとする債権者らの主張は失当であると主張する（債務者主張書面（9）13～14頁）

債務者は、福島原発事故の経験から全く学んでいない。平成23年3月11日、福島第一原発だけではなく、福島第二原発も危機に陥っていた。高さ9メートルの津波によって非常用電源をすべて喪失していたのだ。福島第二原発が爆発を避けることができたのは何故か。それは、第二原発では、奇跡的に外部電源が1回線だけ生き残っていたからであった（甲第166号証）。耐震Sクラスの非常用電源がすべてダウンしたのに、耐震Cクラスの外部電源が生き残っていたため、福島第二原発は、最悪の事態を避けることができ、我が国は、ここでも国が崩壊する危機を免れることができたのである。

人がいくら知恵を巡らしても、想像できることは限られている。想像していなかったことが起こるのが現実である。耐震重要度分類Sクラスの設備がダウンし、Cクラスの設備が生き残ることがある。安全系として予定していた設備が軒並み機能喪失し、期待していなかった設備によって危機を免れることがある。福島第二原発の経験をした電力会社が、相変わらず外部電源を耐震Cクラスのまま留めておくなどという対応をすることが許されていいはずがない。

(4) テロ対策について

債務者は、テロ対策は、設置許可基準規則のみならず、様々な法令等に基づき実施されていることを踏まえていないと主張し、設置許可基準規則のほか、実用炉規則、重大事故等防止技術的能力基準、国民保護法をあげる。そして、重大事故等防止技術的能力基準は、米国原子力エネルギー協会が作成したガイドライン「NEI06-12」と同様の要求をしていると主張する（債務者主張書面（9）16～21頁）。

しかし、重大事故等防止技術的能力基準は、テロリズムによって発電用原子炉施設の大規模損壊が生じた場合の対策の整備を求めているものにすぎないし、国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とするものにすぎず、いずれも、テロの発生自体を防止するためのものではない。設置許可基準規則が人の不法な侵入等を防止するための設備を設けることを要求し、実用炉規則が不審者の侵入等の防止対策の強化を求めているが、それ以上に、航空機の衝突その他の大規模テロリズムや、ミサイル攻撃等を防止する対策がとられているものでもない。

要するに大規模テロやミサイル攻撃等は、政府による外交的努力等に

よるしか避けようがないのである。しかし，大規模テロやミサイル攻撃は避けようがなくとも，原子力発電所が国民に向けられた原子爆弾となることを防ぐ方法はある。それは，速やかに原発を廃炉にすることである。

(5) 単一故障指針について

債権者ら準備書面（6）41～45頁を参照されたい。

(6) 使用済み燃料ピットについて

債務者は，使用済み核燃料は，冠水さえしていれば崩壊熱が十分除去されるから，原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めを必要としないと主張する（債務者主張書面（9）23～25頁）。

この結論は，「高温，高圧の水蒸気（水）が瞬時に発生，流出するような事態はおよそ起こり得ない」（同23頁下から2～3行目）という認識が前提となって初めて導き出されるものであるが，強い地震動や竜巻を想定すれば，それ自体，楽観的見通しにすぎない。また，注水機能を喪失すれば，わずかずつの水の漏洩によっても危機に陥るのである。

なお，使用済みMOX燃料は，使用済みウラン燃料よりもはるかに発熱量が高く，プルトニウム等の超ウラン元素を多く含み，危険であること，我が国の核燃料サイクル政策では，使用済みウラン燃料は，六ヶ所村の再処理工場で再処理されてMOX燃料とされるが，使用済みMOX燃料については，その再処理に必要な第二再処理工場は計画すら作られていないこと（再処理工場ですら，未だに稼働できないのだから，第二再処理工場が建築され，稼働する見込みはゼロに等しい。），したがって，高浜原発で発生した使用済みMOX燃料は，ほぼ半永久的に高浜原発敷地に残される可能性が高いことも指摘しておく。

(7) 過酷事故対策について

債務者は，債務者の過酷事故対策が十分であるかのように主張する。しかし，その主張は，牽強付会というしかない。

ア 債務者は，EUR仕様は，「欧州の電力会社が自主的に定めた規格であって，そもそも規制要求ではない」と主張する（債務者主張書面（9）29頁）が，この主張にどのような意味があるのか。債権者らが主張したいのは，欧州の電力会社は，規制要求であろうと自主規格であろうと，これほどまでに厳しい基準を設けているのに，我が国の新規制基準は，そして，本件原発も，それにはるかに及ばないということである。

イ 債務者は，可搬設備の有用性を認める原子力規制委員会の見解を紹

介している（債務者主張書面（9）27～28頁）が、これは、債務者も同意見であるという趣旨なのであろう。

しかし、これも、恒設設備を設置する費用を惜しむために、福島第一原発事故の教訓を無視した弁解でしかない。危機におかれた人間が、様々な認識の誤り、判断の誤り、操作の誤りを犯すことは、福島第一原発事故における対応において、さんざん見せつけられたことではなかったか。しかし、それはやむを得ないのである。訓練をしたからといって、克服できる問題ではない。だから、原発の設計は、人間の行動に期待する「アクティブ設計」ではなく、これに期待しない「パッシブ設計」でなければならないのである。「保安規定において、重大事故等発生時における原子炉施設の保全活動を行うための要員の配置、要員の教育訓練等を規定し、夜間及び悪天候、高放射線環境等の厳しい条件を想定した訓練を繰り返し行っている」から、「緊急事態において適切な判断ができない等といった事態が生じるとは考えられない。」（債務者主張書面（9）29頁下から3行目～30頁4行目）というのは、全く机上の空論である。

ウ 改めて、EUR仕様の内容を説明した原子力情報コンサルタント佐藤暁氏の「過酷事故のナイトメア・シナリオ（悪夢のシナリオ）」と題する論文を証拠提出する（甲第167号証）。この965頁の図1に示されているように、EUR基準では、①炉心損傷を防ぐための人的対応が、事故後6時間不要であること、②格納容器の破損を防ぐための人的対応が、事故後12時間不要であること、③事故後24時間はフィルター・ベントが不要であること、④800メートル以遠に居住する住民の避難が事故から24時間後でも間に合うこと、⑤3キロメートル以遠に居住する住民の避難が事故から4日後でも間に合うこと、⑥800メートル以遠に居住する住民が事故の収束後、速やかに帰還可能であること、⑦経済的影響を最小限にするための事故時に放出される放射エネルギーがセシウム137で30テラベクレル以内であること、が求められているのである。

(8) 特定重大事故等対処施設等に関する猶予期間について

債務者は、特定重大事故等対処施設は、それ以外の施設及び設備によって重大事故等対策に必要な機能を満たしているのに、更にもその信頼性を向上させるためのバックアップ対策として求められているものであるから、猶予されても、必要な対策に欠けるところはない旨主張する（債務者主張書面（9）31～32頁）。

債務者の主張によれば、特定重大事故等対処施設がなくても重大事故

対策に必要な機能を満たしているというのであるから、特定重大事故等対処施設の設置を設けることを求める新規制基準は、過剰規制であることになる。電力会社は、原子力規制委員会に対して異議を申し立てるべきである。それを申し立てないのであれば、当該原子力発電所が「災害の防止上支障がないもの」であるために、特定重大事故等対処施設の設置が必要であることを自認しているとみられてもやむを得ない。

2 避難計画について

避難計画を審査の対象にしない新規制基準が、国際基準（IAEAの深層防護）にも抵触する不合理な基準であることは論をまたない。

3 汚染水対策について

債務者は、新規制基準が汚染水対策の問題について一切触れていないとの債権者ら主張（債権者ら準備書面（6）28頁）に対して、新規制基準の要求に従っている限り福島第一原子力発電所におけるような汚染水問題は生じないと反論する（債務者主張書面（9）33頁）。

しかし、なぜそのようなことが言い切れるのかという点については、何ら具体的な根拠は示されていない。

本件各原発は、いずれも急峻な山と海との間に立地されているという地形条件にあり、そうである以上、メルトスルーが発生すれば地下水と放射性物質が混じり合って福島第一原子力発電所と同様の汚染水事象が生じる可能性は否定できない。債務者の反論は、要するに、新規制基準に従っていればメルトスルーは発生しないと言っているに等しいが、それでは福島第一原子力発電所の事故から何も学んでいないのと同じことである。福島第一原子力発電所においても、当時の規制基準に適合している限りメルトスルーは発生しないはずだったのに、実際には発生したからである。

債務者の主張は、新規制基準に依拠する「新安全神話」を打ち立てているにすぎず、何ら反論になっていない。

4 立地審査指針について

債務者は、立地審査をしない新規制基準には重大な欠陥があるとの債権者らの主張に対し、「福島第一原子力発電所事故と同様の事態が生じることを当然前提とする債権者らの主張は合理的ではない。」と主張する（債務者主張書面（9）35頁）。原発安全神話もここに極まればである。

新規制基準ができる前の安全設計審査指針当時、我が国の原発は過酷事故を起こさないものとされ、規制当局者も電力事業者もどっぷりと安全神話に浸っていたが、それでも、立地審査をしていたのである。万が一のことを考えない規制内容は、全くの欠陥規制であると言わなければならない。

立地審査がなくなったということは、原子力発電所を大阪の債務者本社前にも建てるができるということである。債務者には、ぜひそうしていただきたい。

第2 債務者主張書面（10）について

1 「震源特性」「伝播特性」「サイト特性」の評価について

債務者は、「検討用地震に選定した断層の地震動評価にあたって、地震動に影響を与える『震源特性』『伝播特性』『地盤の増幅特性（サイト特性）』を評価している」と主張し（債務者主張書面（10）7頁）、同書面7頁から18頁にわたって、その内容を説明しているのので、これに対する意見を述べる。

(1) 「震源特性」について

ア 債務者が「震源特性」について考慮した内容として主張するのは、FO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層の位置、長さ、幅、傾きについての考慮のみである。しかし、震源特性を決定づけるのは、これらの要素だけではない。震源特性には、巨視的震源特性（震源断層の位置、長さ、幅、傾斜、深さ、走向、地震モーメント）、微視的震源特性（アスペリティの位置・大きさ・数、アスペリティ・背景領域の平均すべり量・応力降下量、すべり速度時間関数及び f_{max} ）、その他の震源特性（破壊開始点、破壊伝播様式）が指摘されている（甲第141号証7頁1～5行目）。これらのパラメータを個々に検討する断層モデルによる手法と異なり、地震の規模と等価震源距離以外の要素を個々に検討しない耐専式では、これらの諸要素によって当然のこととして形成される観測記録のバラツキを考慮する必要があるのである。

なお、債務者は、本件原発の基準地震動策定作業のうち、応答スペクトルに基づく地震動評価において、傾斜角75度ケース、アスペリティー塊ケース、アスペリティー塊横長ケースを考慮している（乙第32号証46頁）が、この程度の不確かさの考慮で耐専式のバラツキが吸収できるものではない。

イ 債務者は、FO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層について、その長さを保守的に評価したと主張する（債務者主張書面（10）8～10頁）が、そこで根拠として主張しているのは、リニアメント¹であり（8頁下から5行目、9頁9行目、9頁末行）、露頭した岩盤

¹ 空中写真で地表に認められる、直線的な地形の特長（線状模様）のことを言う。崖、尾根の傾斜急変部、谷や尾根の屈曲による直線的な地形、土壌や植生の境目などが直線的に現れる部分がこれにあたる。

における断層の有無であり（8頁下から4～3行目），変動地形²である（10頁5行目）。これらは，いずれも地表地震断層を認識する手掛かりになるものであり，これらを保守的に評価しても，震源断層を評価したことにはならない。

(2) 「伝播特性」「サイト特性」について

伝播特性は，幾何減衰と内部減衰がある旨の債務者の主張に対しては特段の意見はない。債務者は，内部減衰を計算するに当たり，若狭湾周辺地盤のQ値³が「 $50 f^{1.1}$ 」である旨の学者の研究結果を採用して，FO-A～FO-B～熊川断層及び上林川断層が活動した時の内部減衰の係数としても「 $50 f^{1.1}$ 」を採用しているが，この「 $50 f^{1.1}$ 」もまた，若狭湾周辺地域の地盤の平均的なQ値であり，若狭湾周辺地域であれば，どの場所でも，厳密に「 $50 f^{1.1}$ 」であるはずがない。また，自然現象である以上，現実の減衰が計算どおりに進行するはずもない。自然現象は，すべてにおいてバラツキを考慮すべきなのである。

(3) 2000年鳥取県西部地震の教訓

このことを，2000年鳥取県西部地震を例に指摘しておく。池田らは，経験的グリーン関数法を用いて2000年鳥取県西部地震の震源のモデル化を行った。ところが，震源から破壊が同心円状に伝播したことを前提にすると，どうしても観測波形を再現できなかった。その結果，初期破壊は，地下約7kmの震源から出発して南東方向のやや深い方向に7km進み，そこで第2の破壊（主破壊）が始まり（主破壊開始点は地下7.5～11km），そこから破壊は，上向き及び北西方向に回り込むように進んだと考えられたのである（甲第168号証2頁右段）。各種の検討の結果再現できたモデルは，震源の南西側の浅い部分と深い部分の2か所にアスペリティがあり，アスペリティの応力降下量は大きいアスペリティは28Mpa，小さいアスペリティは14Mpaというものであった（同号証8頁左段～右段）。

債務者は，FO-A～FO-B～熊川断層でも，上林川断層でも，破壊の伝播様式は「同心円状」としか想定していない（乙第32号証41頁，5

² 断層・褶曲（しゅうきよく）などの地殻変動によってその概形がつけられた地形。断層山地・断層盆地・傾動地塊・断層崖など。

³ Q値は主に振動の状態を現す無次元数。弾性波の伝播においては，媒質の吸収によるエネルギーの減少に関係する値である。振動においては，1周期の間に系に蓄えられるエネルギーを，系から散逸するエネルギーで割ったもので，この値が大きいほど振動が安定であることを意味する。

7頁)。また、アスペリティの応力降下量は、FO-A～FO-B～熊川断層では、すべてのアスペリティにおいて14.1 Mpa、上林川断層では、すべてのアスペリティにおいて12.3 MPaであり、アスペリティによって異なる値になることは想定していない(乙第32号証42頁, 57頁)。

このように、現実の自然では、人が到底想定していない現象が起こるのである。そのことを考慮して、バラツキを考慮すべきことは当然なのであって、一定の調査をした結果、地震動に影響を与える特異な構造が認められないからバラツキを考慮しなくてもいいという債務者の考え方は、傲慢としか言いようがない。

2 債権者らの主張に対する誤解

債務者は、債権者らの主張を、「債権者らは、・・・地表近くが岩盤の場合は地盤の増幅特性(サイト特性)の評価が不要であるかのように述べる」とまとめている(債務者主張書面(10)19頁4～7行目)。

地表近くが岩盤であってもサイト特性の評価が必要なのは当然である。債権者らの主張をよく読んでいただきたい。債権者らは、福井地裁仮処分異議事件において、地表近くが軟弱地盤であるか否かが「サイト特性」の典型例のように主張した債務者の手法を批判しているのである。そのことについては、債務者から何の弁解もない。

3 甲第141号証について

債務者は、甲141号証に基づく債権者らの主張を「当該論文の趣旨を曲げて主張をしている」と論難する(債務者主張書面(10)21頁11～13行目)。しかし、債権者らの主張は、「過去の地震の観測記録を分析したパラメータを使った計算をしても、実際の観測記録は、その倍半分の範囲内にも収まらない」ということであり(債権者ら準備書面(10)8頁)、そのこと自体は、債務者も否定できないようである。

4 甲第153号証について

債務者は、甲153号証に基づく債権者らの主張を、同号証には「債権者らが主張するような知見は示されていない。」と論難する(債務者主張書面(10)28頁)。しかし、同号証の「Fig.2」(a)の図の黄色丸印

【surface rupture length(W&C)】(地表断層の長さ)と緑丸印【subsurface rupture length(W&C)】(震源断層の長さ)を比較する限り、「地震モーメントが 10^{27} dyne-cmを超えるような大地震でも地表断層の長さ(震源断層の長さ)には大きな乖離がある」との債権者らの主張(債権者ら準備書面(11)10～11頁)は否定できないはずである。確かに、同号証には、「地表断層の長さ(震源断層破壊域の長さ(余震分布から決められた断層の長さ))は良い相関を示している。」との一節はあるが、「相

関を示す」という表現は「一致する」という意味ではない。

なお、債務者は、活断層が繰り返し地震を起こすことにより地表地震断層は震源断層に匹敵する長さになる旨主張する（債務者主張書面（10）25頁7～11行目）が、兵庫県南部地震の震源断層に対応する地表地震断層として、淡路島では野島断層が知られていたが、本州にはこれに対応する地表地震断層は知られていなかったことを指摘しておく。

5 FO-A～FO-B～熊川断層の3連動を認めたこと及び地震発生層の上端を3kmとしたことが保守的な条件設定か

(1) これにつき、債権者らが、債務者作成文書（甲第140号証）を引用して、3連動を認めるべきとの学者ら（渡辺満久東洋大学教授，中田高広島大学教授，岡村眞高知大学教授，島崎邦彦原子力規制委員会委員長代理）の意見を紹介した（債権者ら準備書面（10）5～6頁）ところ、債務者は、原子力規制委員会の「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」における出席者の発言内容を引用し、「専門家から連動性を示す地質構造が見られないことについて一定の理解が示された」（債務者主張書面（10）35頁下から7～6行目）と主張する。

(2) 債務者が主張するように、3連動を認めるべきか否かの議論は、平成25年1月16日の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の第3回評価会合で始まったが、平成25年12月18日に開催された原子力規制委員会の「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の第59回審査会合でも、債務者は、あくまで基本ケースは3連動を前提とせず、保守的な条件設定として3連動を考慮するという方針であり、原子力規制委員会に対して、その方針を受け入れるように求めていた（乙第153号証）。しかし、原子力規制委員会の了解を受けることができず、方針を転換し、平成26年5月9日に開催された第111回審査会合で、基本ケースとして3連動を評価することを表明したのである（甲第169号証）。これらの議論の過程では、債権者らが主張したように、3連動を認めるべきであると意見が強く表明されたこともあったし、債務者が主張するように、債務者の調査結果に対して理解を示す内容の発言がされたこともあったであろう。しかし、大事なことは、基本ケースでは3連動を認めず、保守的な条件設定として3連動を考慮するという債務者の方針が原子力規制委員会で受け入れられず、債務者もついにそれを断念して、3連動を基本ケースとしたことにある。

6 地震発生層の上端深さを3kmとしたことが保守的な条件設定か

これについても、債務者は、4kmである旨の自らの主張が原子力規制委

員会で受け入れられず、3 kmとしたのである。これについて原子力規制委員会側の認識が示されているのが甲第154号証であり、債権者らの主張は、原子力規制委員会の認識にしたがったものである。

7 松田式について

- (1) 松田式についての債務者の主張は、①松田式の元となった14地震について最新の知見に基づいて検証したところ、震源断層の長さが松田式に良く整合していること、②本件発電所の敷地周辺区域は、地表に現れた活断層の明瞭な痕跡を調査することで活断層を把握できると考えられていること、につきる（債務者主張書面（10）45頁）。
- (2) 上記①については、債権者らは、決して「整合している」とはいえないことをすでに指摘した（債権者ら準備書面（10）3頁）。
- (3) 上記②については、これを裏付けるに足る証拠が提出されていない。なお、債務者は、債務者主張書面（10）25頁で同じ主張をし、証拠として乙第142号証及び乙第143号証を引用している。しかし、乙第142号証は、横ずれ断層系の3次元発達過程及び変位地形の形成過程を断層模型実験により解明し、断層活動性調査箇所をよりの確かつ効率的に選定するための留意点を提示することを目的として作成された論文であり、債務者主張事実とどう関わるのか、債権者らには理解できない。また、乙第143号証には、「中部や近畿地方では、累積変位量の大きな明瞭な活断層が密に発達する。これらの地域では鮮新世後期頃から現在のような応力場に組み入れられてきたとみなされる。その中での活断層の場所が少し移動したり、活動の変遷が認められたりするが、大規模な活構造は内帯の全域に発達しており、山陰地域とは著しく異なる地体構造域となっている。」との一節があることが認められる（30頁）が、だからといって、近畿地方において、地表地震断層の長さと同断層の長さが一致するというのは論理の飛躍がありすぎる。

8 レシピ及び入倉式について

- (1) 債務者は、「レシピ」については、「一連の評価手法が実際の地震動を精度よく再現できるものとして、その有効性・信頼性が確認されている」と主張し（債務者主張書面（10）52頁）、「入倉・三宅の関係式」については、「レシピの策定当初から現在まで採用され続けており・・・信頼性を有している」と主張する（同59頁）。
- (2) 債権者らも、「レシピ」や「入倉・三宅の関係式」がそれなりの信頼性を有していることを否定するものではない。問題は、いかなる意味での信頼性かにある。

「レシピ」は、「震源断層を特定した地震を想定した場合の強震動を高精度に予測するための、『誰がやっても同じ答えが得られる標準的な方法論』を確立することを旨として」いるものであり（乙第20号証）、具体的には、「観測を倍／半分の範囲内で予測できるようにする」（甲第149号証573頁）ことを目指して作られてきたものなのである。

「レシピ」も「入倉・三宅の関係式」も、平均像を大雑把に予測するための手法としての信頼性を獲得してきたものなのである。平均像としての地震動は、最も起こる確率の高い地震動であるから、平均像としての地震動を予測する手法が必要であることに異論はない。地震調査研究推進本部地震調査委員会が、その手法として「レシピ」を作り上げてきたのも理解できる。

しかし、この訴訟で争われているのは、万が一にも過酷事故を起こしてはならない原子力発電所における基準地震動策定の手法として、「レシピ」や、他の式に比べて大幅に地震モーメントが小さく算出される

「入倉・三宅の関係式」を採用するのが相当であるかという問題である。そして、それは許されるべきではないし、仮に許されるのであれば、大幅なバラツキを考慮しなければならないというのが債権者らの主張なのである。

(3) 債務者は、レシピは、多数のパラメータがパラメータ間の関係式を用いて設定されており、各パラメータが複数のパラメータと同時に相関関係を持っているので、このような相関関係を無視して、その一部のパラメータを取り出して大小を論じることは適当ではないと主張する（債務者主張書面（10）53～54頁）。しかし、各パラメータを相関させて、最終的に最も平均的な地震動を導き出すのがレシピなのであるから、そのバラツキを生じさせる要素がパラメータのどこにあるのかを指摘することは、まことに有用な作業である。

(4) 債権者らが、「アスペリティの面積を平均値の2分の1以下とすべきである、アスペリティが小さくなればなるほどアスペリティの応力降下量が大きくなる、アスペリティの個数や位置は事前には判らない」等と主張した（債権者ら準備書面（1）44～48頁）のに対し、債務者は、レシピで示されている関係式や考え方にしたがって設定したと主張する（債務者主張書面（10）54～55頁）。債権者らは、平均像を求めるレシピの考え方に従ってはいないと主張しているのに対し、債務者は、レシピの考え方にしたがって設定したと主張しているのだから、かみ合った議論になっていない。

9 Fuzii&Matsu'ura (2000) の採用について

- (1) 債権者らは、東京電力株式会社や四国電力株式会社は、FO-A～FO-B～熊川断層よりも長い断層が活動した場合の地震動評価における応力降下量の設定において、Fuzii&Matsu'ura (2000) (3.1 MPaと固定する考え方) 以外の考え方を採用していると主張した(債権者ら準備書面(8)5～7頁)のに対し、債務者は、東京電力株式会社も四国電力株式会社も、Fuzii&Matsu'ura (2000)の考え方についても検討しており、債権者らの指摘は事実と異なると論難している(債務者主張書面(10)60～61頁)。
- (2) しかし、債務者が提出した証拠(乙第163号証及び第164号証)を見ていただくとわかるように、東京電力株式会社は、断層長さ91kmの長岡平野西縁断層帯の断層パラメータ設定フローにおいて、応力降下量について「 $\Delta\sigma = 8 / (3\pi) M_0 / (LW^2)$ 」の式を採用したものの、その妥当性を検証するために、Fuzii&Matsu'ura (2000)の考え方を含み他の方式でも計算したにすぎない。四国電力株式会社も同様である。債務者が提出した証拠によって、東京電力株式会社及び四国電力株式会社のより慎重な姿勢が明らかになり、債務者との違いが一層際立ったというべきである。

10 債務者によるバラツキの考慮は十分か

- (1) 債権者らが、甲第148号証の3を紹介して、わずかなパラメータ【①アスペリティの位置と破壊開始点，②アスペリティの強度(平均すべり量の比)，③アスペリティの強度(応力降下量)，④破壊伝播速度】に限定しても大幅なバラツキが生じることを指摘した【 f_{\max} (高域遮断周波数)については、主張を撤回する。】ところ、債務者は、①③④について債務者は保守的に評価しているなどと主張する(債務者主張書面(10)64頁)。しかし、債務者は、③④については、不確かさの考慮として、他のパラメータと重畳させることなく考慮しているにすぎないし、そもそも債権者らが主張しようとしたことは、多くのパラメータを組み合わせるレシピの手法によって算出される結果には、大きなバラツキがあることなのである。
- (2) 債権者らが、基準地震動ガイドが定める「経験式が有するばらつき」と地震動評価における「不確かさの考慮」は別な概念であって、「不確かさの考慮」とは別に「経験式が有するばらつきの考慮をしなければならない」旨主張した(債権者ら準備書面(10)20頁)のに対し、債

務者は、「経験式が有するばらつき」とは、「地震の『標準的・平均的な姿』に各地域の地域性（震源特性，伝播特性，サイト特性）が現れたもの」であるから，本件原発周辺の地域性を把握した債務者の手法は，地震ガイドに違反していない旨主張している（債務者主張書面（10）75頁）。

この考え方は，地域性を正確に把握できれば，バラツキは生じないという結論に至るもので，「本件原発周辺の詳細な調査の結果，敷地地下の地盤に特異な構造が認められないこと等を確認しているから，耐専式をそのまま適用しても問題ない」という債務者の主張（債務者主張書面（8）36頁）に結び付く。しかし，これは，地震動に影響を与えるすべての要素を把握できており，その有無を確認できているという考え方であり，これは，底抜けの楽観論である。人智の及ばない要素があるのではないか。少なくともあるという前提で基準地震動を定めなければならないのではないか。それが，福島第一原発事故の教訓ではないか。

11 震源を特定せず策定する地震動について

- (1) 「震源を特定せず策定する地震動」の考え方の系譜は，債権者ら準備書面（10）の10～14頁で記載した。平成18年耐震設計審査指針の際，それまではM6.5の直下地震という「地震」を想定したのに対し，直接「地震動」を設定することになったという債務者の主張（債務者主張書面（10）83頁）には特段の異論はない。しかし，地表近くを調査しても存在を認識し得ない伏在断層が地下に存在し得ることから，その伏在断層の活動によって生じる最大の地震動を想定すべきであるという「震源を特定せず策定する地震動」の考え方自体は，全く変わっていない。武村雅之名古屋大学減災連携研究センター教授も，その著書の中で，「震源が特定できない地震の最大規模の評価とそれによる強震動レベルを推定することが一つの大きな課題である。」と述べておられる（甲第170号証）。
- (2) 「最大規模の評価による強震動レベルの推定」をしなければならないという観点に立った時，債務者の手法で不十分なことは明らかである。観測記録が最大の揺れでないのであれば，解析によって求められた最大の揺れを考慮すべきであるし（1500～2000ガル問題），採用した観測記録が最大規模の地震によるものでないのであれば，その地震が最大規模の地震だった場合の地震動を推定すべきなのである（16倍問題）。
- (3) 16倍問題について，債務者は，「『地震』の規模が大きくなると

アスペリティのずれも大きくなり、地表地震断層は出やすくなるのであるから、債権者らの主張は・・・独自の見解にとどまる。」と主張する（債務者主張書面（10）84頁）が、債権者らは、原子力規制委員会が認めているMw6.5の地震を想定すべきと主張しているのであるから、Mw6.5に近づけば地表地震断層が出やすくなるという債務者の主張こそ、独自の主張である。

なお、債務者は、「Mw6.5」は、「すべて検討対象となる」か「必要に応じて検討対象となる」かの目安を規定したものであって、この地震規模をもって地表地震断層が出現するか否かを画するとの趣旨ではないと主張する（債務者主張書面（10）85頁）が、「すべて検討対象となる」のは、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」であり（基準地震動ガイド4.2.1(2)）、「必要に応じて検討対象になる」のは「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」なのである（基準地震動ガイド4.2.1(2)）から、地表地震断層が出現するか否かの目安と考えて、何ら差し支えはないはずである。

- (4) 1500～2000ガル問題について、債務者は、債権者らの主張の根拠となっている地域地盤環境研究所の報告書（甲第68号証，乙第168号証，以下「地域地盤研究所報告書」という。）は、HKD020（港町観測点）以外の地盤構造（速度構造）を調査することなく、20km四方という高域に拡張して面的地震動評価を行ったものであることを指摘し、「最大加速度が2000ガル以上であった可能性がある」との債権者らの主張は誤りである、と述べる（債務者主張書面（10）85～86頁）。この主張を見る限り、債務者は、「震源を特定せず策定する地震動」の考え方を全く理解していないことが判る。

問題は、本件原発の直下ないし近隣に認識し得ていない伏在断層が存在する場合、本件原発に最大でどの程度の地震動が到来する可能性があるかであって、そのためには、留萌支庁南部地震の解析結果は重要な資料である。留萌支庁南部地震についてHKD020地点以外には観測記録がない以上、解析結果は近似値を求めるものであって、正確なものではない。周辺の地盤構造のデータがあれば、解析結果はもっと精緻なものになっただろう。しかし、それでも、地域地盤研究所報告書の解析結果の重要性はいささかも毀損されない。債務者は、佐藤ほかの報告書（乙第166号証）を、PS検層等の詳細な調査を実施したと持ち上げているが、この報告書は、HKD020地点における物理探査と地盤試料の室内試験から地盤モデルを構築し、2004年留萌地震での基盤地

震動の推計とサイト特性の評価を行ったものであって（乙第166号証 ii 頁），HKD020地点の周辺の地盤構造を調査したのものでもないし、面的地震動評価を行ったものではないので、地域地盤研究所報告書に代わり得るものではない。

なお、仮に、HKD020地点の周辺の地盤構造のデータを踏まえて周辺地域の地震動評価をした場合、その地震動は、地域地盤研究所報告書の結果よりも小さくなるとは限らないことも指摘しておこう。

- (5) 債権者らが、原子力安全基盤機構の報告書（甲第131号証，乙第169号証）が、Mj6.5の横ずれ断層が活動した場合、震源近傍で1340.6ガルの地震動が生じ得るとしていることを指摘し、債務者が策定した「震源を特定せず策定する地震動」が過小であると主張した（債権者ら準備書面（8）10頁）のに対し、債務者は、上記報告書的前提条件は本件発電所の条件とは異なるし、同報告書中の年超過確率の解析結果によれば、1340.6ガルの地震動は、年超過確率が 10^{-6} よりも小さく、現実にはまず考えられない等と主張する（債務者主張書面（10）88頁）。

しかし、年超過確率の手法は信頼に値しないことは、債権者ら準備書面（10）9～10頁で指摘した。大切なのは、一定の条件下では、Mj6.5（これは、Mw6.26に相当し（債権者ら準備書面（8）10頁），原子力規制委員会が、地表地震断層が出現する目安としたMw6.5の半分以下の規模の地震である。）の地震であっても、債務者が「震源を特定せず策定する地震動」として策定した620ガルの2倍以上の地震動に襲われ得るということである。

12 年超過確率について

- (1) 債務者は、「基準地震動の年超過確率」について主張し（債務者主張書面（10）89～96頁），証拠を提出している（乙第170，171号証）。これによると、債務者は、日本原子力学会の「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」（乙第170号証に添付）に基づいて確率論的安全評価を実施したとのことである。
- (2) 確率論的安全評価については、分布関数の選び方によって予測結果が変わってくること（甲第133号証），原子力発電所の安全確保に際した基準地震動と超過確率を結び付けるのは誤りであること（甲第134号証），基準地震動と計算上の超過確率を結び付け、それを確率論的安全評価に用いることはもはや不可能であること（甲第135号証）等

は既に立証した。瀨瀬教授が言われるように、超過確率には想定外の地震の影響は含まれておらず、ロジックツリーでの確率配分は主観で決まるのであって科学的でなく、超過確率の議論は馬鹿げているのである（甲第148号証の1）。

- (3) 債務者が算出した基準地震動の年超過確率は、日本原子力学会の「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に基づくものであり、福島第一原発事故前に策定された手法である。ところで、原子力安全・保安院が平成16年10月に公表した「軽水型原子力発電所における『アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価』に関する評価報告書」では、東京電力株式会社がした「福島第一原発1号炉の炉心損傷頻度は、1000万年に3.1回（ 3.1×10^{-7} ）、格納容器破損頻度は1億年に1.0回（ 1.0×10^{-8} ）、同2号炉の炉心損傷頻度は、1000万年に1.6回（ 1.6×10^{-7} ）、格納容器破損頻度は1億年に1.2回（ 1.2×10^{-8} ）」との確率論的安全評価を相当であると評価していた（甲第91号証）。その僅か6年半後に福島第一原発事故が起こり、1億年に1.2回とされていた事象が発生したにもかかわらず、債務者は、確率論的安全評価の手法に根本的反省をすることなく、再び同様の手法で基準地震動の年超過確率を述べようとしているのである。
- (4) なお、債権者らが、平成17年から23年までのわずか6年間に、延べ6か所の原子力発電所が基準地震動を超える地震動に襲われた事実だけからも、本件発電所の基準地震動の年超過確率は当てにならないと主張した（債権者ら準備書面（10）9頁）のに対し、「年超過確率は、単純にある規模の地震が何年に1回の割合で発生するかを明らかにするものではなく、地震が起こることを前提に（決定論的に）そのときどのような地震動が来るのかを算定するという、基準地震動の策定とは異なる観点から評価するために参照している」と主張している（債務者主張書面（10）94頁）。申し訳ないが、債権者らには、債務者の主張の趣旨が理解できない。債務者は、本件原発が基準地震動 S_s-1 をこえる地震動に襲われる確率は、短周期側では1万年～10万年に1回、長周期側では10万年～100万年に1回であるから、その危険は無視できると主張しているのではないのか。

13 安全余裕について

- (1) 債権者らが、債務者が主張する三つの安全余裕（①評価値と許容値との安全余裕、②許容値と限界値との安全余裕、③評価値を計算する過

程の安全余裕)のうち、安全余裕として認められるのは①だけであり、①自体も、本来必要がない余分なものではなく、「必要不可欠な安全代」と主張した(債権者ら準備書面(10)15頁)。これに対し、債務者は、債権者らの主張の根拠とされた書籍(甲第144号証)において、著者の田中三彦氏自身が、①の余裕は、「設計技術者が社会に対して責任をもって量的に提示できる唯一の安全余裕である。」と述べていることを指摘して、債権者らの主張は根拠を欠くなどと主張する(債務者主張書面(10)108~109頁)。

- (2) 債権者らが証拠提出した証拠に基づいて債権者らの主張を批判するのなら、その証拠を十分読み込んでいただきたい。甲第144号証をよく読めば、田中三彦氏は、債務者が主張している三つの余裕のうち、②と③は法的根拠のない主張であり、法的根拠があるのは①だけであると述べている(甲第144号証59~68頁)。そして、①は法的根拠のある安全余裕ではあるが、その性質は、本来必要のない一種のぜい肉ではなく、安全性を脅かす不確実な要素に備えるための「必要不可欠な安全代」だと述べているのである(甲第144号証16~59頁)。

14 塑性変形の繰り返しについて

- (1) 債権者らは、弾性限界を超える力が複数回かかり塑性変形が繰り返されれば、想定外の機能喪失が起こる可能性があると主張した(債権者ら準備書面(9)10頁)のに対し、債務者は、耐震重要度分類Sクラスの設備の構造強度に関して適切に疲労評価を行っており、当該設備が機能喪失に至ることがないことを確認している、と主張する(債務者主張書面(10)114頁)。

- (2) 債務者は、債権者らが主張するところを正確に理解して反論していない。債権者らは、債務者らが疲労評価を行っていないと主張するものではない。債権者らは基準地震動の想定が甘ければ、疲労評価の際に入力される応力の大きさも甘くなり適切な評価ができないと主張しているのである。この点債務者は、単に適切に疲労評価を行ったと主張するのみで、疲労評価の際に入力した応力大きさがどの程度であったのかを述べていない。この点を明らかにした上での反論でなければ債権者らの主張に対する反論とはなっていない。

なお、技術基準規則においても、疲労破壊が生じないことが要求されているが、「設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合」に疲労破壊が生じないことを要求している(例えば、同規則17条9号ロ、同10号ロ、同12号ホ、)。この「設計上定める条件で」の応力と

は、この条項の前後の条項から判断するとおそらく弾性設計用地震動程度の応力であると考えられる。そうだとすれば、弾性設計用地震動よりも強い地震動が来た場合に塑性変形が繰り返されるのではないかという債権者らの主張とは全くかみ合っていないことになる。

15 基準地震動と弾性設計用地震動の応答スペクトルの比率について

- (1) 債権者らが、債務者において、弾性設計用地震動の基準地震動との応答スペクトル比を0.58から0.5に引き下げたことを批判した（債権者ら準備書面（9）11頁）のに対し、債務者は、本件発電所の弾性設計用地震動を適切に設定したと主張している（債務者主張書面（10）115頁）。
- (2) 債務者の主張は、債権者らの主張とかみ合っていない。債権者らは、弾性設計用地震動と基準地震動の応答スペクトル比率を0.5としたことが基準に照らして許されるかどうかを問題にしているのではない。債権者らが問題にしているのは、なぜ、応答スペクトル比率を0.58から0.5に引き下げる必要があったかという必要性の問題である。この点については、債務者は回答していない。
- (3) 債権者らは、弾性設計用地震動による評価に関するデータを持ち合わせていないので、引き下げた理由について常識的な推論を試みる。高浜原発について基準地震動を700ガルとして、さらに弾性設計用地震動と基準地震動の応答スペクトル比率を0.58で維持したまま、弾性設計用地震動を設定すると、局部的に弾性限界を超える場合がより増えてしまい、「施設全体として概ね弾性範囲に留まり得る」とより評価されにくくなるので、少しでも弾性設計用地震動の値を小さくするために応答スペクトル比率を下げたのではないだろうか。債務者はこのような疑念を払拭するだけのデータに基づく主張をしていない。

そもそも、債務者が主張するように、十分な安全余裕があるのであれば、この応答スペクトル比率を下げる必要はないのではないか。十分な安全余裕があるのであれば0.58という応答スペクトル比率を維持して弾性設計用地震動を設定すれば良いはずである。

16 設計基準対象施設内の機器・構造物の材料・構造について

- (1) 債権者らが、法律上、いわゆるバックフィットが求められているのに、技術基準規則解釈において、多数の機器、構造物について適用が除外されていることを批判した（債権者ら準備書面（9）15～17頁）のに対し、債務者は、「既設の発電所に対して新設の発電所と異なる規

格を適用することが問題であるとの債権者らの主張には理由がない」と主張する（債務者主張書面（10）121～122頁）。

(2) 債権者らは異なる規格が適用されることが問題と言っているのではない。債権者らが問題にしているのは、新規基準はバックフィット規定があり「世界一厳しい基準」などと言いながら、昭和55年に出された「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」といった古い規格ないし基準を用いて、既設の原子力発電所の設計基準対象施設という重要な設備について安全性の評価がされていることが問題であると主張しているのである。

(3) 債務者はパブリックコメントに対する回答（乙第186号証）を引用して、設計基準地震動の見直し等により設備に対する入力に変更になった場合には、それに対し基準を満足することの評価が求められるので、古い基準を用いても問題ないかのような主張をする（債務者主張書面（10）122頁）が、これも誤りである。

まず、告示501号が用いられる場合について考えてみると告示501号は昭和55年に策定されたものであり、策定されてからすでに35年を経ている。その間、原子力発電所の安全性に関する科学的知見は進歩しているが、安全性評価に用いられる規格ないし基準は変わらないことになる。また、告示501号等の規格ないし基準が要求しているのは、地震による荷重に対する強度だけではないであろう。地震に関する入力値を変更すれば良いというものではない。入力される数値を見直すとともに規格・基準自体も見直されるべきである。

第3 債務者主張書面（11）について

1 伝承津波の考慮問題について

債務者は、債務者が伝承津波を軽視しているという債権者ら主張（債権者ら準備書面（7）1～3頁）に対して、債務者が行った各種調査からは若狭湾において大規模な津波が発生したとは考えられないとか、福井大学の山本教授らによる最近の調査からも天正地震の際の大津波を明確に示す結果は得られていないと反論する（債務者主張書面（11）4～5頁）。

しかし、債務者の反論は反論になっていない。債権者らは、債務者が調査を行った平成23年以降に天正地震の際の大津波の痕跡である可能性がある堆積物が発見されたにも関わらず、債務者がこれを考慮しようとしないうる姿勢を問題にしているからである。

債務者は、福井大学の山本教授らによる最近の調査からも天正地震の際

の大津波を明確に示す結果は得られていないと反論するが、天正地震の際の大津波でないことが明確に示されているわけでもないし、むしろその可能性があるとして示されているのであるから、債務者としては当然その可能性の有無を見極めるための追加調査をするべきであるのに、債務者は一向にこれをしようとしなない。

債権者らは、こうした債務者の態度をもって津波評価に対する杜撰な姿勢の表れであると主張し、債務者の津波評価に信用性を認めることができなないと主張するものであるから、債務者が行った各種調査からは若狭湾において大規模な津波が発生したとは考えられないとか、福井大学の山本教授らによる最近の調査からも天正地震の際の大津波を明確に示す結果は得られていないとの反論は、何ら反論になっていないと言わざるを得ない。

2 調査地点の選定問題について

債権者らは、債務者地震がその存在を認めるくるみ浦伝承について、債務者が何らの調査も実施していない事実を摘示して、この事実から債務者による意図的な調査地点外しの疑惑が生じるとの推認を行った（債権者ら準備書面（7）4頁）。債権者らが問題としているのは、まずもって、債務者がくるみ浦伝承を調査していないという事実である。

これに対して債務者は、三方五湖周辺及び猪ヶ池等を調査地点として選定したことには相応の理由があると主張するが（債務者準備書面（11）6頁）、これらの地点を調査することが何ゆえくるみ浦の伝承調査となり得るのかという点について何も説明していない。このことは、これらの地点の調査がくるみ浦伝承の調査とはならないことを債務者自身認めざるを得なかったということであり、結局のところ、債務者はくるみ浦伝承について何らの調査も実施していないということに帰着する。

したがって、債務者が意図的にくるみ浦伝承の調査を行わなかったのではないかとの疑問は今なお払拭されず、むしろ、債務者による有効な反論がなされなかったことにより、一層その疑問は強まったと見るべきである。

3 予測精度問題について

債務者は、津波予想には倍半分の誤差があるという債権者ら主張（債権者ら準備書面（7）9～10頁）に対して、7省庁手引きや「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」は計算条件が簡略化されたものであり、これに対して、債務者が基準津波の策定に用いた「原子力発電所の津波評価技術」（乙第42号証）は高い精度で計算されたものであるとか、パラメータスタディにより不確かさを十分に考慮しているなどと主張する（債務者主張書面（11）9～10頁）。

しかし、倍半分という首藤教授らの発言は、7省庁手引きや「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」に関してのみのものではなく、津波想定一般について述べられたものである。また、首藤教授は、倍半分の誤差は、「パラメータスタディーでもカバーできない」と明確に述べている。

なお債務者は、「原子力発電所の津波評価技術」（乙第42号証）において算出される津波推移は、平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍になることが確認されていると主張するが、その具体的数値については何の説明もなされておらず反論足り得ていない。

4 設置許可基準規則に適合しているとの主張に対して

債務者は、本件各原発が設置許可基準規則や津波ガイドに適合しているとの原子力規制委員会の見解を引用した上で、津波による具体的危険性はないと主張する（債務者主張書面（11）18頁）。

しかし、上述したとおり、債務者は、伝承津波の調査一つとってみても、福井大学の山本教授の調査から天正地震による津波の可能性が出てきたことを無視するなど、到底、津波に対して十二分の考慮をしているとは言えない。原子力規制委員会は、それにも関わらず、設置許可基準規則と津波ガイドへの適合を認めたというのであるから、その判断の不合理性は明らかである。

裁判所におかれては、原子力規制委員会が適合性を認めたという結論のみに目を奪われることなく、その判断の合理性を司法の観点から厳しくチェックされることを切望する。

第4 債務者主張書面（12）について

1 原発の安全の要諦

原発の安全の要諦は、「止める、冷やす、閉じ込める」にある。しかるに、債務者は、使用済み燃料については、「閉じ込める」必要がないと主張するのである。その理由は、福島第一原発と違って、本件原発では、使用済み燃料ピットは道路と同じ高さに設置していること、他号機との共用の排気ラインがないこと、である（債務者主張書面（12）4～5頁）。そして、債権者らが、大地震、大津波、大規模な火山活動、大型竜巻、斜面の表層崩壊、山体の深層崩壊、テロ攻撃、航空機の墜落等の原因により、「ホウ酸水の蒸発」「プールの損壊」「瓦礫、土砂、漂流物の流入」「吸い上げ」等を指摘したのに対しては、機序や蓋然性について具体的に主張立証していないとして、一蹴している。

2 債務者の姿勢の問題

福島第一原発事故では、ほとんどの人が、そして東京電力株式会社自身

も予想もしていなかった使用済み核燃料プールの危機が生じたのである。これから将来、本件原発の核燃料ピットも危機に陥ることがあり得ると考えなければならない。そして、その原因は、福島第一原発4号機が危機に陥った原因と同じではありえない。その時のために、使用済み核燃料を「閉じ込める」必要があることは否定できないはずである。債務者は、見るべきものに目を塞いでいる。

第5 債務者主張書面（13）について

1 避難計画及び地域防災計画が原子力規制委員会の審査対象となっていないことについて

(1) 債務者は、我が国では、防災基本計画及び原災指針による制度枠組みの下、地方公共団体によって地域防災計画（原子力災害対策編）が作成され、必要な見直しが行われる制度になっているから、避難計画を審査しない新規制基準は不十分であるという債権者らの主張は、失当であると主張する（債務者主張書面（13）33～35頁）。

(2) 原子力災害が生じたときの住民防護について、我が国における法令上の枠組みは、債務者主張のとおりである。問題は、原子力規制委員会が事業者に対して原子炉設置許可や原子炉設置変更許可処分をするに当たり、実効性のある住民防護策（その中心は避難計画である。）が策定されていることが要件となっておらず、地方公共団体が策定した避難計画に実効性があるか否かを原子力規制委員会が審査する仕組みになっていないことであり、実効性のある避難計画が策定されていなくても、原子炉設置許可処分や原子炉設置変更許可処分が出され得ることである。

(3) そして、本件原発3号機は再稼働を始め、同4号機も再稼働が目前に迫っているが、今なお、周辺自治体では実効性のある避難計画がたてられていないのである。深層防護の考え方に則れば、これだけの理由でも、本件原発の運転は許されてはならないのである。

2 地域防災計画（原子力災害対策編）について

(1) 債権者らが、滋賀県が策定した避難計画について、避難その他の放射能防護対策を完了する時点が規定されていないことが問題であると主張した（仮処分申立書45頁）のに対し、債務者は、UPZ内外ではPAZ内より放射性物質の濃度が低くなる傾向があり、プルーム通過時の被ばくのリスクを考えると避難ではなく屋内退避が有効であり、何時までに避難すると定めるのが合理的でないとして主張する（債務者主張書面（13）37～40頁）。

しかし、事故の規模や敷地外に放出された放射性物質の量によってはUPZ内外でも防護措置として屋内退避ではなく屋外避難が必要になることは十分考えられるのであって、そのような場合に備えた避難計画は必要である。UPZ内外では、屋外避難は有効な防護措置ではないと決めつける債務者の姿勢こそ問題である。

- (2) 債権者らが、滋賀県が策定した避難計画について、気象条件を風速毎秒1メートルと想定しているのは甘すぎ、少なくとも風速毎秒7メートルを想定すべきと主張した（仮処分申立書49～50頁）のに対し、債務者は、拡散速度が速くなれば放射性物質の濃度は低くなり、避難や一時移転等が必要になる区域が減少するから、避難を要する住民が増加することにはならないなどと主張する（債務者主張書面（13）42頁）。

全く非現実的な主張である。住民は、放射性プルームが到達する前に避難しようとするし、プルームが到達すれば、一刻も早く避難しようとする。当然である。放射性物質の拡散が速ければ、結果的に地表に降下する放射性物質の量は、平均的には少なくなるかもしれない（もちろん、降下の量は一様でなく、気候条件や地形によって、濃淡があり、原発からの距離が離れていても、飯館村のように高濃度に汚染される地域も出てくる。）が、その情報は後日にわかることであって、まさに避難しようとしている人たちにとっては何の意味もないことである。想像してみてほしい。本件原発が爆発したとの情報が入った滋賀県民が、強い北西風が吹いていることを確認すれば、早ければ1～2時間で放射性プルームが到達すると考え、パニックになり、直ちに避難しようとするだろう。強風時に原発が爆発したという不運を呪うだろう。強風によって放射性物質が広範囲に拡散するからよかった等と考える住民がいるだろうか。

- (3) 債権者らが、避難計画通りの避難は不可能であるとの主張した（仮処分申立書51～53頁）のに対し、債務者は、原災指針では、原子力発電所周辺の自治体の住民は一斉に避難するのではなく、事態の進展状況と原子力発電所からの距離に応じて段階的に避難や一時移転等を実施することとされているのであって、債権者らの主張は、このような緊急時対応における防護措置の考え方に照らして誤ったものであると論難する（債務者主張書面（13）43頁）。

しかし、債務者の上記主張は机上の空論である。まず、事態の進行状況によっては、ごく短時間の間に警戒事態から発電所外への放射性物質放出に至ることも考えられる。ごく短時間の間に、PAZとUPZ内外の

住民が避難を開始することになり、一斉避難と何らかわるところはない。

福島第一原発事故による住民の被ばく被害や、事故の際の政府や電力会社の放射性の拡散状況に関する情報統制を経験した今、巨大な地震が発生し、原子力発電所がトラブルを起こしたとの情報に接した住民は、UPZ内であろうがUPZ外であろうが関係なく一斉に避難を開始するであろう。いち早く避難する住民を強制的に止める法律はなく、そのような法律を作ることは無理である。債務者が主張する段階的避難など絵に描いた餅に過ぎない。

- (4) 債権者らが、PPAの具体的範囲や必要とされる防護措置の実施方法が決まっていないと主張した（仮処分申立書53～55頁）のに対し、債務者は、原災指針の改定を踏まえないものであり、改定後の原災指針の下では妥当しないと主張する（債務者主張書面（13）44頁）。

債務者の主張するとおりである。本件仮処分申立て後の平成27年4月22日になされた原災指針の改定により、UPZ圏外では、事前には防護措置は定められず、事故が起こってから対策がたてられることになったのである。まことに無責任な改定であると言わなければならない。これでは、飯館村のように、高線量に汚染されていながら、その情報も与えられず、何の対策もとられず長期間にわたって放置される人たちが発生する恐れが強いとわなければならない。

第6 最後に

以上、債務者の主張書面（9）～（13）に対し、最低限の反論を加えた。時間がなく多くの点で十分な反論ができていないが、不十分な点については、今までの債権者らの主張をじっくり参照していただきたい。

本件原発3号機は、再稼働を始めた。本件原発4号機の再稼働も秒読み段階に入ってきた。債権者ら滋賀県住民は、福井県住民や京都府住民も同様であるが、本件原発周辺で大地震が起こらないこと、本件原発がテロリズムの対象にならないこと等を祈るような思いで、毎日を暮らしている。大津地裁が、多くの住民が、不条理な恐怖に脅えることなく、安心して生活できる未来を切り拓く判断をされることを切望する次第である。

以上